

令和2年度 事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 浄化槽法定検査及び関連事業

(1) 浄化槽法定検査事業

① 検査実施計画

法第7条検査 2,200基

法第11条検査 38,800基 計 41,000基

※法第11条検査のうち10人槽以下の対象地区：

福山市、大竹市、廿日市市、神石高原町

② 検査実施計画達成のための方策

ア 受検率向上の取り組み

浄化槽法定検査の受検率の向上を図るため、未受検浄化槽の管理者(所有者)名、住所等の情報を最新で正確なものとするよう努めるとともに、この情報に基づく効果的な受検依頼数を確保することを目的に、次の取り組みを実施する。

【市町と連携した取り組み】

- ・未受検者への受検案内送付(市町名による指導文書)
- ・市町への浄化槽台帳整備、未受検者指導、共同訪問等の各種要請

【当センター独自の取り組み】

- ・受検案内未達分の宛先・住所等の再精査と検査員による掘り起し
- ・会員への掘り起し委託実施

イ 契約締結の推進

法定検査を毎年確実かつ効率的に実施するため、10人槽以下の浄化槽管理者との三者契約、11人槽以上の二者契約の締結を推進する。

③ 精度管理の実施

ア 水質検査の精度管理

土日対応の自動BOD測定システムにより法定検査を行う全ての浄化槽についてBOD水質検査を実施し、安定して正確な測定結果を得るための確かなシステム維持管理の徹底や検査環境整備など検査業務の精度管理を行う。また、定期的にpH計の検定を受け、精度管理を徹底する。

イ 検査技術の向上

検査員の検査技術の向上及び現場検査の精度管理の徹底を図るため、検査員研修会、検査員研究会、5S委員会、接遇研修、現場検査指導等のOJTを含

めた体系的な内部研修の充実に努め、全国浄化槽技術研究集会など外部の各種の集会、講演会、研究発表会等に検査員を参加させるなど、他県の検査機関との交流を図る。

④ 各種会議の開催・参加

- ・浄化槽検査委員会（7月）
- ・製造・施工部会及び保守点検・清掃部会（4月、9月）
- ・全国浄化槽技術研究集会（10月14・15日）
- ・中国地区指定検査機関情報交換会
- ・広島県浄化槽適正維持管理促進協議会
- ・（一社）全国浄化槽団体連合会の諸会議
- ・（一社）全国浄化槽団体連合会中国支部協議会の諸会議 等

（2）法定検査関連普及啓発等事業

① 環境啓発イベント出展

広島県等が開催する環境啓発イベントに出展参加する。

② 「浄化槽の日」新聞広告掲載等の普及啓発

浄化槽の日（10月1日）に浄化槽の適正な維持管理等を訴える新聞広告の掲載及び懸垂幕掲示等を行う。

③ 浄化槽設置者講習会等の開催

広島県及び関係市町との共催により、浄化槽の設置者を対象に浄化槽適正管理に資するための講習会を開催するとともに、浄化槽の正常な機能保障等の周知徹底に努める。

④ 会報発行、ホームページ運営等による普及啓発及び情報提供

会員及び浄化槽設置者を支援するため、浄化槽の適正な設置・管理方法、浄化槽法定検査の制度、浄化槽関連の手続きやその他の浄化槽関連情報を提供する。

省エネ型浄化槽システム導入推進事業の広島県における窓口業務は令和2年度も継続し、事務手続き支援等を行う。

⑤ 水環境保全及び地域活性化活動助成

法人創立40周年記念行事として「水環境保全活動助成事業（法人創立30周年記念事業）」の内容を見直し、水環境に関する活動を通じ、公共下水道が整備されていない地域、特に中山間地域の課題解決により効果の発現が見込まれる事業に対し助成する。

(3) 浄化槽台帳整理業務等の受託事業

市町から浄化槽台帳整理事業等を受託し、休止、廃止等浄化槽の使用状況の調査を行い、未受検浄化槽の台帳整理を行う。令和2年度は尾道市と江田島市の現況調査を受託する予定である。

(4) その他事務事業

定款に定められた法人運営会議の開催

- ・ 通常総会 1回（6月）
- ・ 正副理事長会議 3回（5月、11月、令和3年3月）
- ・ 理事会 3回（5月、11月、令和3年3月）